

# 平成 27 年度 行政監査結果報告書

「プロポーザル方式・コンペ方式による契約について」

平成 28 年 3 月

香川県監査委員

## 【平成27年度行政監査結果報告書 目次】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	平成27年度監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の対象とした所属	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の主な着眼点	2
5	詳細調査の対象とした所属と契約	3
第4	監査の結果	7
1	プロポーザル・コンペ方式による契約制度について	7
2	本県におけるプロポーザル・コンペ方式の運用について	9
3	プロポーザル・コンペ方式の実施状況	11
4	詳細調査対象契約の状況	12
(1)	契約事務	12
ア	プロポーザル・コンペ方式の採用について	12
イ	事業者の募集、周知等について	13
ウ	予定金額（契約限度額、目安額）について	15
エ	実施の根拠（統一的な運用）について	16
オ	一者提案について	16
(2)	事業者の選定	17
ア	事業者選定の基準について	17
イ	事業者の選定手続について	19
(3)	契約の履行	24
ア	事業者の提案の活用について	24
イ	履行確認について	24
ウ	成果の検証、評価について	25
第5	監査の意見等	26
1	意見	26
2	要望	29
(1)	契約事務について	29
(2)	事業者の選定について	32
(3)	契約の履行について	33
第6	最後に	34
<資料1>	契約手続の前段階として実施する公募手続等について (平成24年3月21日付け出納局会計課長通知)	
<資料2>	公募型プロポーザル方式取扱要領 (平成7年3月31日付け土木部制定)	

## **第1 行政監査の趣旨**

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

## **第2 平成27年度監査のテーマ及び選定理由**

### **1 監査のテーマ**

プロポーザル方式・コンペ方式による契約について

### **2 選定理由**

近年、高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする業務について、価格競争によらず、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し最も優れたものと契約を締結するプロポーザル方式又はコンペ方式（以下「プロポーザル・コンペ方式」という。）が多く見られる。

当該方式は、随意契約の一手法として行われているが、随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であって無制限に認められるものではなく、適正な運用が求められる。

このため、合規性、効率性及び有効性等の観点からその運用状況を検証し、今後の適正な契約事務に資するため、監査を実施することとした。

## **第3 監査の実施概要**

### **1 監査の実施期間**

平成27年9月から平成28年3月まで

### **2 監査の対象とした所属**

平成26年度に、プロポーザル・コンペ方式により契約を締結した53所属を対象とした。

### **3 監査の実施方法**

平成26年度に、プロポーザル・コンペ方式により契約を締結したものを把握するため、県の全ての所属に対し、事前調査票の提出を求めたところ、53所属から214件の契約の報告があった。

このうち、所属ごとに契約金額が最も大きい事案及び任意に抽出した事案、計67件について詳細調査を実施し、その結果に基づき監査を行った。

#### 4 監査の主な着眼点

- (1) プロポーザル・コンペ方式による契約事務は、適正に執行されているか。
  - ・ プロポーザル・コンペ方式を採用した根拠、理由は適切か。
  - ・ 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
  - ・ 予定金額の積算は客観的な根拠資料に基づいているか。
  - ・ 統一的な運用がされているか。
  
- (2) 事業者の選定について、透明性、公正性、競争性が確保されているか。
  - ・ 企画提案内容、業務遂行能力、価格等に対する評価基準は適切か。
  - ・ 資質、能力を含め、選定委員の構成及び選定は適切か。
  - ・ 選定に当たり、応募事業者名を特定できないよう効果的措置を講じているか。
  
- (3) 契約の履行について、提案内容を的確に活用し、効果的に遂行されているか。
  - ・ 契約において、事業者の提案を活かしているか。
  - ・ 履行確認は、適切に行われているか。
  - ・ 業務の成果の検証、評価を行っているか。

## 5 詳細調査の対象とした所属と契約

### <所属ごとに契約金額が最も大きい事案>

部局名	事案番号	所属名	契約名	契約金額(円)	方式区分
政策部	1	政策課	ガンバレさめき応援寄付に係る返礼品贈呈等業務委託	2,362,000	コンペ
	2	地域活力推進課	UJI ターン産業人材確保支援等事業開催業務委託	2,604,960	プロポ
	3	自治振興課	香川県知事選挙に係る臨時啓発業務委託	8,086,400	コンペ
	4	男女参画・県民活動課	ボランティア活動ツアー企画・運営業務委託	480,000	プロポ
	5	文化振興課	ジョイントコンサート2014広報等業務委託	1,296,000	プロポ
総務部	6	財産経営課	土地売買	227,182,000	コンペ
	7	人事・行革課	研修業務委託(平成26年度政策形成力研修業務)	530,000	コンペ
	8	人権・同和政策課	人権相談・啓発事業業務委託	7,940,000	プロポ
	9	広聴広報課	行政情報提供システム設計・開発及び保守業務委託	22,626,000	プロポ
危機管理総局	10	危機管理課	地震・津波に対する防災・減災DVD作成業務委託	5,832,000	プロポ
	11	くらし安全安心課	消費者啓発事業(テーマ:高齢者の被害防止)企画運営業務委託	8,000,000	プロポ
環境森林部	12	環境政策課	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定調査業務委託	4,644,000	プロポ
	13	環境管理課	海岸漂着物等発生抑制に係る調査研究業務委託	22,971,600	プロポ
	14	みどり整備課	木質バイオマス利用実態調査業務委託	6,130,080	プロポ
	15	みどり保全課	野生鳥獣適正管理推進事業 ニホンザル及びニホンジカ捕獲試験・捕獲技術プログラム作成等業務委託	5,786,000	プロポ
	16	廃棄物対策課	豊島廃棄物等処理事業に係る外部評価業務委託	3,996,000	プロポ

健康福祉部	17	健康福祉総務課	「介護の日」等広報啓発事業委託	10,108,282	プロポ
	18	長寿社会対策課	緊急雇用創出基金事業(地域人づくり事業)介護人材確保支援事業業務委託	42,494,791	プロポ
	19	子育て支援課	緊急雇用創出基金事業潜在保育士等雇用支援事業業務委託	61,601,984	プロポ
	20	精神保健福祉センター	「自殺予防対策のための人材養成事業」業務委託	5,401,080	プロポ
	21	医務国保課	かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX+」DVD制作業務委託	5,999,400	プロポ
	22	保健医療大学	保健医療大学大学院博士課程の設置準備に関する調査業務委託	5,400,000	プロポ
	23	薬務感染症対策課	風しん対策に関する広報啓発業務委託	886,226	プロポ
	24	生活衛生課	「みんなで考えよう!動物愛護!」普及啓発事業	3,780,000	プロポ
商工労働部	25	産業政策課	「香川の希少糖」全国PR事業業務委託	12,999,960	プロポ
	26	労働政策課	緊急雇用創出基金事業 新卒未就職者等就職支援事業業務委託	139,998,171	プロポ
	27	高等技術学校	職業訓練業務委託(福祉サービス科(高松)及び福祉サービス科(丸亀))	11,439,963	プロポ
交流推進部	28	栗林公園観光事務所	栗林公園秋のライトアップ業務委託	4,694,000	コンペ
	29	観光振興課	緊急雇用創出基金事業(地域人づくり事業)うどん県ニューツーリズム提供事業業務委託	76,237,000	コンペ
	30	県産品振興課	ミラノ国際博覧会における催事運営等業務委託	31,598,688	プロポ
農政水産部	31	農業経営課	緊急雇用創出基金事業「農業法人等新規就農促進支援事業」業務委託	23,450,000	プロポ
	32	農業生産流通課	農林漁業者等へのサポート活動業務委託	8,800,000	プロポ
	33	畜産課	緊急雇用創出基金事業(地域人づくり事業)讃岐コーチンの食鳥処理技術向上及び加工技術習得事業業務委託	6,720,595	プロポ
	34	農村整備課	ため池を活用した太陽光発電施設導入実証実験業務委託	14,580,000	プロポ

土木部	35	道路課	県道三木国分寺線外9線 路面下空洞調査業務委託	5,126,760	プロポ
	36	河川砂防課	香東川総合開発事業 柵川ダム 貯水池周辺地質調査検討業務委託	57,492,720	プロポ
	37	港湾課	海岸保全基本計画策定業務委託	16,043,400	プロポ
	38	都市計画課	高松広域都市圏総合都市交通体系調査業務委託	17,280,000	プロポ
	39	下水道課	中讃流域下水道(大東川処理区)幹線管渠耐震診断(詳細診断)業務委託	34,776,000	プロポ
	40	建築指導課	大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)業務委託	5,805,000	プロポ
水道局	41	総務課	東部浄水場運転管理業務委託	205,092,000	プロポ
病院局	42	丸亀病院	丸亀病院給食業務委託	160,989,317	プロポ
	43	白鳥病院	行政財産の目的外使用許可(売店等設置)	3,927,600	プロポ
人事委員会	44	人事委員会事務局	香川県職員等採用試験データエントリ業務委託	200,619	プロポ
教育委員会	45	義務教育課	「さぬきっ子あいさつ運動」推進事業 啓発・広報業務委託	1,499,040	プロポ
	46	高校教育課	県立学校における外国語指導業務委託	68,861,016	プロポ
	47	多度津高等学校	実習船「香川丸」外航代理店業務委託	9,042,845	プロポ
	48	特別支援教育課	特別支援学校における給食調理業務委託(東グループ)	31,752,000	プロポ
	49	生涯学習・文化財課	家庭教育啓発推進業務委託	4,520,000	コンペ
公安委員会	50	人事課	警察採用案内パンフレット作成業務委託	829,980	コンペ
	51	会計課	建物等賃貸借	294,071,224	コンペ
	52	交通企画課	交通安全啓発 CM 制作・放送業務委託	10,620,000	プロポ
	53	警察学校	警察学校給食調理業務委託	6,200,000	プロポ
合計	所属数 : 53 所属		事案数 : 53 件	契約金額 : 1,730,786,701 円	

＜任意に抽出した事案＞

部局名	事案番号	所属名	契約名	契約金額(円)	抽出理由	方式区分
総務部	54	財産経営課	清涼飲料水等自動販売機設置	16,665,264	自動販売機設置契約の代表事例	プロポ
環境森林部	55 - 58	環境政策課	体験型環境学習プログラム実践事業委託(4契約)	1,076,010	少額契約 *1プログラムの単価が30,000円以内	プロポ
	59 - 60	環境管理課	海岸漂着物等発生抑制に係るプロモーション業務委託(1)(2)	26,000,000	継続的契約	プロポ
商工労働部	61	労働政策課	緊急雇用創出基金事業若手社員職場定着支援事業業務委託	76,981,490	緊急雇用創出基金事業の代表事例 事案番号26と同じ契約相手	プロポ
土木部	62	下水道課	中讃流域下水道(大東川処理区)幹線管渠耐震診断(詳細診断)業務委託(その2)	12,528,000	事案番号39と同じ業務	プロポ
教育委員会	63	生涯学習・文化財課	青年教育指導者セミナー業務委託	45,000	少額契約	プロポ
	64 - 66		社会教育調査研究等業務委託(3契約)	210,000		
	67		「地域で共育!」業務委託	55,600		
合計		所属数 : 6 所属 事案数 : 14 件 契約金額 : 133,561,364 円				

総合計	所属数 : 53 所属 事案数 : 67 件 契約金額 : 1,864,348,065 円				
-----	---	--	--	--	--

## 第4 監査の結果

### 1 プロポーザル・コンペ方式による契約制度について

地方公共団体における契約については、法第234条第1項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、同条第2項で「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。

すなわち、地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則としつつ、例外的に指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法を認めており、随意契約ができる場合については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項各号に規定されている。

これを受け、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）においても同様の規定を設けている。

随意契約ができる主な場合は次のとおりである。

主な随意契約の種類	地方自治法施行令	香川県会計規則
① 少額随契 契約予定価格が少額の場合に、2以上の者から見積書を徴取して契約者を決めるもの	令第167条の2 第1項第1号	会計規則184条 第1項第1号～ 第6号
② 特命随契 契約内容の特殊性等の事情により、特定の事業者を指定して契約を締結するもの	令第167条の2 第1項第2号	会計規則184条 第1項第7号
③ 緊急随契 緊急の必要により競争入札に付することができないとき、特定の事業者を指定して契約を締結するもの	令第167条の2 第1項第5号	会計規則184条 第1項第13号

プロポーザル・コンペ方式による契約は、複数の事業者から企画提案や技術提案を求め、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約を締結する方式であり、法令には、その契約の種類名、内容の規定がなく、契約手続の実務では、随意契約のうち、いわゆる特命随契の一種である。

## <プロポーザル方式とコンペ方式について>

プロポーザル方式及びコンペ方式とは、県が締結する契約のうち、県側において詳細な仕様書を作成することが困難なもの（民間企業等有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達がはじめて実現されるもの）について、契約の前段階において、調達に参加する意思のある者から企画提案書等を提出させるなどにより、これらの内容や業務遂行能力が最も優れているものを選定するものである。

### ○ プロポーザル方式

業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法

### ○ コンペ方式

業務に関する具体的な企画提案を審査し、県にとって最も優れた企画案を選定する方法

両方式は、評価の最も高い提案を行った者を契約予定者として選定する手続という点では同じであるが、プロポーザル方式は、評価の対象が企画提案者の企画力、技術力であるのに対して、コンペ方式は、評価の対象が企画案自体であるという点が異なる。

## 2 本県におけるプロポーザル・コンペ方式の運用について

### ○ 建設コンサルタント業務以外

出納局において、単独随意契約の方法による業務委託契約の締結に関し、契約の競争性や公平性、業者選定手続の透明性の確保を図るため、平成 24 年 3 月 21 日付けで「契約手続の前段階として実施する公募手続等について（通知）」を発出している。

この通知では、プロポーザル・コンペ方式による企画競争により契約の相手方を選定する場合に実施する公募手続等として、公募公告の方法、公募公告への記載事項、応募資格、公募公告の期日、業務内容に関する説明会の開催、企画提案書の提出日の設定、選定委員会の設置、審査基準の策定、契約の相手方の選定、選定結果の通知、契約の締結について示すとともに、公告の作成例を掲げている。

また、契約事務マニュアルにおいても、審査基準の参考例や、評価方法に係る留意事項、作業日程の例等について示されている。

各課において、これに沿った運用を図ることとされている。

### ○ 建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務については、土木部において、平成 7 年 3 月 31 日付けで「公募型プロポーザル方式取扱要領」を制定し、当該業務の発注に当たり、公募により技術提案書の提出を求めることにより技術的に最適な者を決定するための手続等として、対象業務や手続開始の公示、参加表明書・技術提案書の提出、技術提案書の採用、不採用等の理由の説明、審査会による審議等、必要な事項を定めている。

また、平成 22 年 3 月 26 日付けで「簡易公募型プロポーザル方式の運用について」の通知を行い、簡易公募型プロポーザル方式の適用区分をはじめ、技術提案書の採用方法や技術評価の配点の基本的な考え方、評価結果等の公表、苦情及び説明要求等への対応等一連の手続を定めている。

さらに、平成 22 年 3 月 30 日付けで、技術企画課長から、「簡易公募型プロポーザル方式の運用における事務取扱について」の通知を行い、詳細な事務手続を定めている。

土木部内の各課においては、これに沿った運用を図ることとされている。

#### 「建設コンサルタント業務」について

当報告書において、「建設コンサルタント業務」とは、土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことその他これらに類する業務をいう。

### <語句の説明>

当報告書では、下記通知等を次のとおり表記する。

- |   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| ① 契約手続の前段階として実施する公募手続等について<br>(平成 24 年 3 月 21 日付け出納局会計課長通知)         | → | <資料 1 ><br><b>出納通知</b> |
| ② 公募型プロポーザル方式取扱要領<br>(平成 7 年 3 月 31 日付け土木部制定)                       | → | <資料 2 ><br><b>取扱要領</b> |
| ③ 簡易公募型プロポーザル方式の運用について<br>(平成 22 年 3 月 26 日付け土木部長通知)                | → | <b>運用通知</b>            |
| ④ 簡易公募型プロポーザル方式の運用における事務取扱について<br>(平成 22 年 3 月 30 日付け技術企画課長通知) (当初) | → | <b>事務取扱通知</b>          |

### 3 プロポーザル・コンペ方式の実施状況

平成26年度にプロポーザル・コンペ方式により契約を締結した214件（総額2,731,542,200円（収入を含む。））及びこのうち詳細調査を実施した67件（総額1,864,348,065円（収入を含む。））の状況は、以下のとおりである。

なお、詳細調査の対象分は各表中の括弧内に示している。

#### ア プロポーザル方式とコンペ方式の区分について

プロポーザル方式によるものが176件（82.2%）、コンペ方式によるものが38件（17.8%）となっている。

方式	件数（うち詳細調査対象）	構成比（うち詳細調査対象）
プロポーザル方式	176（58）件	82.2（86.6）%
コンペ方式	38（9）件	17.8（13.4）%
合計	214（67）件	100（100）%

#### イ 契約の種類について

事業の委託が203件（94.9%）、財産の買入・借入・売払・貸付等が11件（5.1%）となっている。

種類	件数（うち詳細調査対象）	構成比（うち詳細調査対象）
事業の委託	203（63）件	94.9（94.0）%
財産の買入・借入・売払・貸付等	11（4）件	5.1（6.0）%
合計	214（67）件	100（100）%

#### ウ 提案を求める方法について

公募により提案を求めたものが211件（98.6%）、提案を求める者を指名したものが3件（1.4%）となっている。

方法	件数（うち詳細調査対象）	構成比（うち詳細調査対象）
公募型	211（66）件	98.6（98.5）%
指名型	3（1）件	1.4（1.5）%
合計	214（67）件	100（100）%

#### エ 業務の種別について

建設コンサルタント業務以外が178件（83.2%）、建設コンサルタント業務が36件（10.4%）となっている。

種別	件数（うち詳細調査対象）	構成比（うち詳細調査対象）
建設コンサルタント業務以外	178（60）件	83.2（89.6）%
建設コンサルタント業務	36（7）件	16.8（10.4）%
合計	214（67）件	100（100）%

## 4 詳細調査対象契約の状況

平成26年度にプロポーザル・コンペ方式により契約を締結した214件の中から抽出した53所属67件の契約について、詳細調査を行った。その結果は以下のとおりである。なお、土木部の6所属7件の契約は全て建設コンサルタント業務である。

### (1) 契約事務

#### ア プロポーザル・コンペ方式の採用について

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 当該方式採用の決定は、公告や実施要領等の施行伺により事業担当所属で行っているものが9割以上であり、庁内の関係審査会に付議したものは5件であった。そのうち1件は、外部委員も含む事業者選定委員会に意見聴取したうえで審査会に付議していた。
- ・ 当該方式によることとした理由は、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」と「事業者から自由な提案を求めた方が優れた成果が期待できるため」とで9割以上を占めた。
- ・ 施行伺の起案理由には、単に、企画競争方式によるとしか記載されていないものが多く、理由を記載している場合でも、「民間のノウハウを活用するため」、「創意工夫を凝らした企画提案が可能」、「価格で選定される競争入札にはなじまないため企画力等を重視して選定できるよう」、「競争性・公正性・透明性を確保するため」、「企業の企画力や専門的知識等を活用するため」などと記載されており、具体的な理由や根拠条文を明示しているものは少なかった。
- ・ 少額の事案として、1件の公募で総予定金額が10万円未満のものをプロポーザル方式で実施していたものが4件あった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 取扱要領において、当該方式により手続を行うこととしている対象業務が列記されている。また、運用通知において、当該方式の適用区分として①技術提案型と②技術者評価型が掲げられ、適用する場合の業務内容が規定されている。一方、「建設工事に係る委託業務等取扱要綱」（昭和60年6月27日土木部長通達）において、随意契約によることができる場合が規定され、指名競争入札になじまない委託業務の例が列記されている。
- ・ 当該方式によることとした理由としては、いずれも、「標準的な実施方法や手続が定められておらず、標準的な歩掛りがないため」としている。
- ・ プロポーザル・コンペ方式の採用については、土木部内又は所管課内に設置する委託業務審査会（700万円以上のは部内、700万円未満のものは課内に設置。以下同様である。）に諮問し、審査を経たうえで決定している。その際、技術提案型とするか、技術者評価型とするかを含めて審査に付されている。

○ プロポーザル・コンペ方式で実施することについての決定方法 (件数・構成比)

決定方法	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
事業担当所属で決定	55件 (91.7%)	—
審査会に付議	5件 (8.3%)	7件 (100%)
計	60件 (100%)	7件 (100%)

○ プロポーザル・コンペ方式で実施することとした理由 (件数・構成比)

理由	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため	41件 (68.3%)	—
象徴性、記念性、芸術性、創造性等を必要とするため	1件 (1.7%)	—
事業者から自由な提案を求めた方が優れた成果が期待できるため	14件 (23.3%)	—
標準的な実施方法や手続が定められていないため	1件 (1.7%)	7件 (100%)
その他	3件 (5.0%)	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

**イ 事業者の募集、周知等について**

**(ア) 募集、周知方法**

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知においては、公募の方法については、公募公告を県のホームページに掲載するとともに、閲覧所を事業担当所属に設けることとされ、公告の期日としては、応募者からの応募意思表示書の受付締切日の前日から起算して概ね7日前までに行うこととされている。また、一連の手続のスケジュールの例が示されている。
- ・ 60件のうち59件が公募で実施されており、周知方法としては、全ての事案で「ホームページ」に掲載されていた。
- ・ 公募手続については、概ね、出納通知どおりのスケジュールで行われていた。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 取扱要領において、手続開始の公示内容が定められるとともに、運用通知及び事務取扱通知において、公示のひな型や手続の日程が定められている。

- ・ 7件全てが公募で実施され、公募の手段としては、全てホームページの掲載及び「かがわ電子入札システム」への掲載であった。
- ・ 公募手続については、全て、取扱要領等のおりに行われていた。

○ 公募媒体

(件数)

種 類	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
県ホームページ	59件	7件
本庁舎掲示板	—	—
広報誌・県報	—	—
閲覧所（事業担当所属）	7件	—
その他	—	7件
計 *重複あり	66件	14件

(イ) 質問、回答手続

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、質問への回答及び閲覧の日から企画提案書の受付の締切日までの間については、十分な日数を確保することとされている。また、企画競争に参加しようとする者を対象として、必要に応じて説明会を開催し、業務内容に関する説明及び質疑応答を実施することにより、委託業務についての十分な情報を提供することとされている。
- ・ ほとんどの事案について、公告で、質問・回答の手続を定め、あらかじめ周知を行うとともに、回答から企画提案書提出までの期間の確保もできていたものの、手続の定めがないものや不十分なものが5件、企画書提出期限を回答の閲覧日の翌日としていたものが1件あった。
- ・ 回答方法としては、ほとんどの事案で、質問と回答を取りまとめた後、すべての参加事業者に対し電子メールやFAXで通知していたが、一部、併せて所属窓口で閲覧に供していた事案や、質問内容に技術的ノウハウを含む場合を想定し、原則として質問者だけに回答するとしていた事案も見られた。
- ・ 説明会を開催している事案は少なかった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 取扱要領において、交付する説明書に、説明書に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法を記載することとされている。これを受け、運用通知及び事務取扱通知において、公示例や質問・回答のスケジュールが示されるとともに、「かがわ電子入札システム」を利用して行うこととされている。

- ・ 全ての事案で、質問、回答手続は取扱要領等に沿って行われていた。

#### (ウ) 参加報酬

- ・ 提案書の提出に当たって、参加報酬を支払っているものは、詳細調査対象事案の中にはなかった。なお、事前調査の事案の中ではコンペ方式において2件の事案があった。

### ウ 予定金額（契約限度額、目安額）について

#### (ア) 予定金額の提示

- ・ 出納通知において、業務によっては契約限度額を公募公告に明示しないことができる」とされている。
- ・ 建設コンサルタント業務については、運用通知の公示例においては、業務の目安額は原則として公表するが、特別の理由がある場合は公表しないことができるとされている。
- ・ 予定金額を提示して実施したものが61件、提示せずに実施したものは6件であり、建設コンサルタント業務については全ての事案で公表していた。

#### ○ 予定金額の提示の有無 (件数・構成比)

区 分	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
予定金額を提示	54件 (90.0%)	7件 (100%)
予定金額を非提示	6件 (10.0%)	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

#### (イ) 予定金額の決定方法

- ・ 予定金額の決定方法としては、前年度等過去に実施した際の価格を参考としたものが25件で、最も多くなっている。
- ・ いずれの事案も根拠資料を有していた。

#### ○ 予定金額の決定方法 (件数・構成比)

方 法	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
業者からの参考見積	10件 (18.5%)	—
前年度(過去) 価格を参考	25件 (46.3%)	—
類似業務の価格を参考	14件 (25.9%)	7件 (100%)
その他	5件 (9.3%)	—
計	54件 (100%)	7件 (100%)

## エ 実施の根拠（統一的な運用）について

- 建設コンサルタント業務については、プロポーザル・コンペ方式の実施の根拠となる実施要綱等が制定されている。一方、建設コンサルタント業務以外については、共通のものがなく、個々の事案ごとに作成する必要があるが、約3分の1の事案で実施要綱等が定められていなかった。また、要綱としているものでも、規定の内容からは、プロポーザル・コンペ参加希望の業者向け募集要項に過ぎず、これをもってプロポーザル・コンペの実施根拠としている事例があった。

### ○ 要綱制定の有無

(件数・構成比)

区分	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
制定している	38件 (63.3%)	7件 (100%)
制定していない	22件 (36.7%)	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

## オ 一者提案について

(建設コンサルタント業務以外)

- 公募又は指名した結果、提案者が一者のみであった事案（以下「一者提案」という。）24件のうち、その理由を検証していたものは8件であり、その方法としては、提案者や辞退者、不参加業者への聞き取りや、課内での協議によるものであった。理由としては、業務内容の割には予定金額が安価であることや、対応可能な事業者が少ないことなどが挙げられている。
- 一者提案となるのを回避するための対策として、資格を有する事業者全てに参加を促している事案があった。
- 採用の下限点を設けておらず、採用者の評価点が低い事案があった。
- 見積金額の多寡を評価している事案については、一者提案であっても、予定金額より低い金額の提案がされていた。

(建設コンサルタント業務)

- 一者提案であった3件については、その理由の検証や回避する対策は特に行われていなかったが、参加資格要件の設定においては、参加可能者数が8～9者は見込まれていたとのことであった。
- 一者提案であった3件のうち2件が、前年度までの業務に関連するものであり、既受注業者のみが参加し受注していた。なお、前年度までの業務もプロポーザルで実施していたが、複数業者の提案があった。
- 採用の下限点を設けておらず、採用者の評価点が低い事案があった。
- 見積金額の多寡を評価しており、一者提案であっても、予定金額より低い金額の提案がされていた。

○ 提案者数

(件数・構成比)

数	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
1者	24件 (40.0%)	3件 (42.8%)
2者	9件 (15.0%)	—
3者	6件 (10.0%)	1件 (14.3%)
4者	6件 (10.0%)	1件 (14.3%)
5者以上	15件 (25.0%)	2件 (28.6%)
計	60件 (100%)	7件 (100%)

**(2) 事業者の選定**

**ア 事業者選定の基準** (建設コンサルタント業務以外では「審査基準」、建設コンサルタント業務では「評価基準」という。) **について**

**(ア) 事業者選定の基準の設定**

**a 決定手続、内容**

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、審査基準の策定について、企画競争を行うに当たっては、① 事業担当所属においてあらかじめ参加者から提案される企画提案書の内容を審査するための審査基準を策定すること、② 必要に応じて、審査基準に下限の点数を定めること、③ 審査基準の策定に当たっては、業務の目的及び内容からみて必要のない評価項目を審査基準として定めないこととされている。
- ・ 審査基準の決定方法としては、ほとんどの事案が、事業担当所属内で決定しており、選定委員会に付議して決定したものは3件であった。
- ・ 審査基準の内容としては、多くの所管課において、事業内容にあわせて的確に評価できるよう重点項目を設けたり、項目別に配点数を変えて設定したりするなどの工夫が見受けられた。一方、全ての項目を一律に5段階評価で採点しているものもあった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 運用通知および事務取扱通知において、技術提案型と技術者評価型のそれぞれについて、必要な参加資格、評価項目、評価基準、配点の基本的考え方が示されている。
- ・ 個々の事案において設定する必要な参加資格、評価項目、評価基準、配点については、土木部内又は所管課内に設置する委託業務審査会に付議したうえで決定している。
- ・ なお、技術提案型の場合は、学識経験者で構成する「香川県総合評価委員会」

に諮問したうえで委託業務審査会に付議することとし、一方、技術者評価型の場合は、諮問は省略できるとされている。いずれの事案も技術者評価型であり、諮問はされていなかった。

○ 審査基準の決定手続

(件数・構成比)

方法	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
選定委員会に付議し決定	3件 (5.0%)	7件 (100%)
事業担当所属で決定	57件 (95.0%)	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

**b 見積額の評価**

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知においては、見積額の評価方法を特には示していない。
- ・ 見積額を評価対象としているものが多く、その評価方法としては、価格の妥当性を評価しているものが多数であったが、価格に応じ客観的に点数化している事案もあった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 評価方法は、技術評価点に価格評価点を加えたものとしており、価格評価点については、一定の計算式により点数化することとされ、技術評価点と価格評価点との割合は、技術者評価型の場合は1：1、技術提案型の場合は、3：1から1：1までで設定できることとされている。
- ・ 対象事案の7件とも技術者評価型であり、1：1の配分とされていた。

**(イ) 審査基準（評価基準）の公表**

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、公募公告への記載事項として、選定方法、審査基準が示されている。
- ・ これらを事前に公表していたものは58件、事後も含めて公表しなかったものが2件あった。
- ・ 公表しているもののうち、評価項目や評価の観点だけで配分点数がないものが3件あった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 取扱要領において、採用する技術提案書を決定するための評価基準が、公示に掲げる事項として示されており、運用通知において公示例が定められている。
- ・ 全ての事案において、取扱要領等に沿って、評価項目、評価基準、配点が事

前に公表されていた。

○ 審査基準（評価基準）の公表 （件数・構成比）

状 況	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
事業者選定前に公表	58件（96.7%）	7件（100%）
事業者選定後に公表	—	—
非公表	2件（3.3%）	—
計	60件（100%）	7件（100%）

## イ 事業者の選定手続について

### （ア）選定委員会（設置、構成、委員の公表）

（建設コンサルタント業務以外）

- ・ 出納通知において、選定委員会の設置について、① 企画提案書の審査は、公平性及び透明性を確保する必要があることから、必ず複数の者で構成する選定委員会で行うこと、② 選定委員会の委員の選任に当たっては、事業を直接実施する課又は所以外の職員、当該業務に詳しい専門職員その他外部の学識経験者識者を構成員に入れるなど、適正な構成員で組織すること、③ 選定委員会は、所属内の職員のみで構成しないこととある。
- ・ 全ての事案において、選定委員会が設置されていたが、設置要綱が制定されていないものが9件あった。
- ・ 選定委員会の構成については、学識経験者や実務経験者等の外部委員が入っているものが36件、職員のみの場合が24件で、うち1件は所属内職員のみで構成されていた。
- ・ プロポーザル・コンペ方式を採用した理由として、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」としているもので、外部委員が入っていないものが8件あった。
- ・ 選定委員を事業者選定前に公表しているものが1件、選定後に公表しているものが1件あった。

（建設コンサルタント業務）

- ・ 技術提案書を提出させる者の選定、採用する技術提案書の決定については、土木部内又は所管課内に設置する委託業務審査会に付議することとしている。
- ・ 審査会の構成については、部内設置のものは、会長が部長、委員が次長及び関係課長等、課内設置のものは、会長が課長、委員が副課長及びグループリーダーとなっており、いずれも職員のみである。
- ・ 審査会の委員については、公表されていない。

○ 選定委員会の設置の状況 (件数・構成比)

区 分	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
設置している	60件 (100%)	7件 (100%)
設置していない	—	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

○ 選定委員会における外部委員の状況 (件数・構成比)

区 分	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
外部委員が入っている	36件 (60.0%)	—
職員のみ	24件 (40.0%)	7件 (100%)
計	60件 (100%)	7件 (100%)

○ 外部委員の構成 (件数)

構 成 員	建設コンサルタント業務以外	建設コンサル業務タント
学識経験者	13件	—
実務経験者	23件	—
県民代表	1件	—
その他	9件	—
計 *重複あり	46件	0件

○ 選定委員の公表 (件数・構成比)

状 況	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
事業者選定前に公表	1件 (1.7%)	—
事業者選定後に公表	1件 (1.7%)	—
非公表	58件 (96.6%)	7件 (100%)
計	60件 (100%)	7件 (100%)

(イ) 審査方法

a 応募意思表明書の提出

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、応募意思表明書を提出した者に対し、企画提案書の提出を求めることとされており、ほとんどの事案で、この通知の順序どおり、応募意思表明書をまず提出させた後、企画提案書を提出させることにしていた。
- ・ 応募意思表明書の内容はまちまちで、資格要件に定める資料を添付させているも

のから、要件を具備している旨を宣誓させるだけのもの、また、単に応募する意向がある旨の文書を提出させるだけのものまで様々であった。

- ・ 資格要件に定めるものを添付させている場合でも、資格審査をせずに、企画提案書を提出させているものがあり、応募意思表明書を提出させる理由を聞いたところ、企画提案者数を事前に把握することで、以降の審査事務等の段取りや、質問への回答を円滑に行うことができるためという回答も一部あったが、単に、出納通知の公募事例を参考にしたというものも多々あった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 採用する技術提案書の決定の手順としては、まず、参加資格について審査を行ったうえで、これを満たす者に技術提案書の提出を求め、提出された関係資料を審査している。
- ・ なお、技術提案書を提出させる者の選定・非選定については、全ての者が参加資格を満たしている場合は、委託業務審査会への付議の省略が可能とされており、いずれの事案も非選定者はおらず、付議は省略されていた。

## b 提案者名の取扱い

- ・ 審査時に提案者名を伏せて行ったものが 44 件、明らかにしたものは 23 件であった。明らかにしている事案は、提案者が 1 者の場合に多く見られた。
- ・ 提案者名を明らかにしている理由について、企業概要も評価要素であるため等としているものもあったが、ほとんどの場合、特に考慮をしていないとのことであった。

### ○ 審査時の提案者名の取扱い

(件数・構成比)

状 況	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
名称を伏せて審査	37件 (61.7%)	7件 (100%)
名称を明らかにして審査	23件 (38.3%)	—
計	60件 (100%)	7件 (100%)

## c プレゼンテーション

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、採用者の選定方法は、書類選考及び面接選考(ヒアリング、プレゼンテーション等)を基本とするが、事業規模が極めて少額なものなどについては、面接選考を省略することができることとされている。
- ・ プレゼンテーションを実施したものが 36 件で、書類審査のみのものが 24 件であった。

- ・ プレゼンテーションの時間、方法、説明者数等については、公募公告や要綱等で詳細に定めているものは少なかった。
- ・ 実際のプレゼンテーションの時間は、所管課によって異なり、提案方法については、口頭のみとしているもの、ビデオプロジェクターやパソコンを所管課が準備し説明等をできるように配慮していたもの、事業者パソコンやタブレット等を持参させていたものがあった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 運用通知によると、原則として技術提案型ではヒアリングを実施するが、技術者評価型ではヒアリングは行わないとしている。
- ・ 7件は全て技術者評価型であり、ヒアリングは行っておらず、書類審査のみであった。

○ プレゼンテーションの実施の有無 (件数・構成比)

区 分	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
実施している	36件 (60.0%)	—
実施していない	24件 (40.0%)	7件 (100%)
計	60件 (100%)	7件 (100%)

**d 採点方法全般**

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 審査を行い易いよう、提案書の概要版を作成している事案があった。
- ・ 評価の視点を内規として作成しているものや、細かい評価の配点方法や留意点を示すなどの工夫をしている事案があった。
- ・ 審査委員の合計点で評価している事案が多く、これ以外の方法としては、一位を付けた審査委員の数で評価しているものなどがあった。
- ・ 最も得点の高い者を採用者に選定するとしながら、同点の場合の採用者決定方法について明示していないものがあった。
- ・ 審査を2段階で行うこととし、まず一次の書類審査で絞り込み二次のプレゼンテーションにより採用者を決定している事案や、プレゼンテーションにより2者に絞り込み再度審査員で協議して候補者を決定している事案、一次審査で一定基準以上のものをしぼり込み、二次審査で金額が最低の者を採用することとしていた事案があった。
- ・ 審査の対象としない資料を提出させている事案があった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 採用する技術提案書の決定に当たっては、事業担当所属で評価を行った後、技術企画課の合議を求め、部内での審査の統一を図っていた。

## (ウ) 選定結果の通知、公表

(建設コンサルタント業務以外)

- ・ 出納通知において、選定結果の通知について、「すべての参加者に対して文書により通知すること。この通知の内容は、採用者については評価又は点数を記述し、不採用者については、採用者及び当該不採用者の評価又は点数を記述するとともに、不採用となった具体的な理由（選定委員の意見、どの評価項目が採用者に比べて点数が低かったかなど）を告知すること。」とある。
- ・ これに沿って適切な採用通知ができていたものが53件、十分でなかったものが7件あった。また、適切な不採用通知ができていたものは23件、十分でなかったものが7件あり、不採用理由の通知ができていたものの中にも、具体的な内容に欠けるものがあった。なお、不採用者がいなかったため、実際に不採用通知はしていないものの、公告において、不採用の旨のみの通知後、説明を求められた場合は、合計点、順位を説明することを明示しているものがあった。
- ・ 反対に、出納局の通知内容に付加したものとして、採用通知に点数と評価の両方や、点数内訳、次順位者の点数を、また、不採用通知に順位を記載している事案もあった。
- ・ 採用者は、契約の予定者であるが、採用通知に、契約の相手方として決定した旨の記載をしている事案が13件あった。
- ・ 選定結果の公表については、ほとんどの事案でされていなかったが、3件ではホームページで公表が行われていた。公表内容としては、決定事業者名のみのもので、決定の理由も付しているもの、決定者の評価得点と参加事業者数も付しているものなど様々であった。
- ・ 苦情処理対応については、明記されているものはなかった。

(建設コンサルタント業務)

- ・ 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者又は技術提案書を提出したもののうち採用者として決定しなかった者に対して、その旨及び理由を電子入札システムにより通知することとされている。
- ・ 不採用の理由については、電子入札システムにより標準の様式の中で定型文が用意されていた。なお、提案者の非選定事案はなかった。
- ・ 審査結果については、事業担当所属において、参加者全員の名称と技術評価点の内訳を翌年度末まで閲覧により公表することとしており、自己と他者の評価点を比較できることになっている。なお、価格評価点については公表していない。
- ・ また、技術提案書の提出者としての非選定又は技術提案書の不採用の通知を受けた

場合に、理由の説明を求めることや、それにも不服がある場合は苦情の申立てができることとしている。

○ 採用通知の方法 (件数・構成比)

方法	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
評価点を付して通知	53件 (88.3%)	—
評価点は付さずに通知	7件 (11.7%)	7件 (100%)
計	60件 (100.0%)	7件 (100%)

○ 不採用通知の方法 (件数・構成比)

方法	建設コンサルタント業務以外	建設コンサルタント業務
採用者・不採用者の評価点及び理由を付して通知	24件 (80.0%) (うち1件は理由不十分)	—
採用者・不採用者の評価点のみを通知	5件 (16.7%)	—
理由のみを通知	1件 (3.3%)	4件 (100%)
計	30件 (100%)	4件 (100%)

\*一者提案及び不採用者なしの場合を除く

### (3) 契約の履行

#### ア 事業者の提案の活用について

- ・ 事業者から提案を求めたものについては、契約書に添付する仕様書や事業計画書の提出により、提案内容を反映させていた。
- ・ 提出された技術提案書を、そのまま業務委託契約の仕様書としている事案もあった。
- ・ 一方で、プロポーザル・コンペを実施した事業担当所属がプロポーザル・コンペ実施の募集要項に添付するため作成した仕様書と、プロポーザル・コンペにより選定された業者と事業担当所属間で契約書付属書面として作成した仕様書とを見比べたところ、ほぼ同一と思われる記述であり、プロポーザル・コンペによる企画提案が仕様書に十分に反映されていないものも見受けられた。
- ・ 契約変更をした事案もあったが、審査の結果に影響するような内容の変更はなかった。

#### イ 履行確認について

- ・ 提案に沿った履行が行われるよう、成果報告書による確認に加え、各段階で協議

や確認をしながら進めているものや、実際に現地に出向き確認を行っているものもあった。

#### **ウ 成果の検証、評価について**

- アンケート調査や、事業内容の客観的な数値などによりプロポーザル・コンペ方式を採用したことについての評価や、成果の検証を十分に行っている事例も多くあったが、特に検証を行っていない事案もあった。
- 成果を以降につなげたものとしては、提案があった効果的な広報手段を事後に継続したものや、次年度の仕様書に反映させたもの、新たな施策につなげたもの等の事案があった。
- 一方、提案を十分に検証して、その成果を同様な契約手続において活用し、仕様書等を県独自で準備することで、競争入札によって契約相手を決定できたと思われるものもあった。

## 第5 監査の意見等

地方自治法において、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるものであって、例外的なものとして制限されている。

プロポーザル・コンペ方式による契約手続は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に該当するものであり、その実施に当たっては、契約の相手方の決定プロセスにおいて公正な評価及び選定が行われることはもとより、透明性も確保されなければならない。

今回、監査対象とした事案では、出納局及び土木部からの関係通知に従って、概ね適正に事務処理が行われていたが、一部において改善を要すると認められる事項があった。また、個々の事務の実施状況に加え事務手続全般について、さらに検討の余地があると思慮される点があった。

### 1 意見

#### (1) 契約方法の改善について

プロポーザル・コンペ方式を採用することができるのは、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に限られるものであり、当該方式の採用の是非について再検討をする必要がある。  
(人事委員会事務局)

当事案は、秘密保持や正確性を必要とするため信頼を有する事業者への発注が求められるが、業務自体は提案要素のない単純なものであることから、事業者の資格要件を厳格に審査し、これを満たす者を対象に、価格競争によって契約の相手方を決定する方式とする余地がある。

#### (2) 質問、回答の手続について

ア 公募公告において、質問及び回答の手続について掲載し、具体的に明示しておく必要がある。  
(政策課、長寿社会対策課、保健医療大学、栗林公園観光事務所、畜産課)

イ 質問への回答に係る閲覧日から企画提案書の受付の締切日までの間について、十分な日数を確保する必要がある。  
(農業経営課)

企画提案書の作成を的確に行わせるためには、提案しようとする者に、業務の内容を十分に理解させることが必要である。そのためには、質問の機会を確保し、的確な回答を行うことが前提であり、提案しようとする者からの質問には適切に対応しなければならない。

アの事案は、質問及び回答の手続について具体的な明示ができていなかった。また、

イの事案は、質問への回答及び閲覧の日から企画提案書受付締切日までの期間について、十分な日数を確保すべきところ、回答の閲覧日の翌日を提案書提出の期限としていた。

### (3) 審査基準の公表について

公募公告又は指名通知において、評価項目、評価基準等の審査基準を掲載し、事前に明示する必要がある。  
(人権・同和政策課、栗林公園観光事務所)

事業者にとっては、企画提案書を作成するうえで、審査基準を参考にしながら作成作業を行うことが考えられるとともに、事業者選定の公正性・透明性を確保するため、評価の項目や基準を事前に明らかにしておく必要があるが、当事案では明示していなかった。

### (4) 選定委員会の設置について

ア 設置要綱その他の規程を設け、選定委員会の所掌事項や構成員等を定めておく必要がある。  
(政策課、生活衛生課、観光振興課、県産品振興課、人事委員会事務局、高校教育課、多度津高校、警察人事課、警察学校)

イ 選定委員会は、所属内の職員のみで構成しないこととする必要がある。  
(丸亀病院)

企画提案書の審査は、公正性及び透明性を確保する必要があることから、選定委員会の所掌事項や構成員等を定めた設置要綱その他の規程を制定しておくべきである。また、選定委員会の委員は、所属内の職員のみで構成しないことが必要である。

アの事案は、選定委員会の設置要綱その他の規程を制定していなかった。また、イの事案は、所属内の職員のみをその委員としていた。

### (5) 選定結果（採用）の通知について

ア 選定の結果、採用となった者への通知について、評価又は点数を記述して通知する必要がある。  
(財産経営課、人事・行革課、人権・同和政策課、くらし安全安心課、農業生産流通課、白鳥病院、高校教育課)

採用者への通知については、評価又は点数を記載すべきであるが、当事案では、評価又は点数を記載していなかった。

イ 選定の結果、採用となった者への通知について、契約の予定者である旨を通知する必要がある。

(地域活力推進課、財産経営課、広聴広報課、環境政策課、廃棄物対策課、医務国保課、労働政策課、農業経営課、人事委員会事務局、警察人事課、警察会計課、警察交通企画課、警察学校)

選定の結果、採用となった者は、契約の予定者であり、採用者への通知についてはその旨を記載する必要があるが、当事案では、契約の相手方に決定する旨を記載していた。

#### (6) 選定結果（不採用）の通知について

ア 選定の結果、不採用となった者への通知について、その具体的な理由を付記する必要がある。

(理由付記なし：財産経営課、危機管理課、くらし安全安心課、みどり保全課、農業経営課)

(理由付記不十分：薬務感染症対策課)

イ 選定の結果、不採用となった者への通知について、採用者及び当該不採用者の評価又は点数を通知する必要がある。(人事・行革課)

不採用者への通知については、採用者の評価点及び当該不採用者の評価点を記載するとともに、不採用となった具体的な理由を付記すべきであるが、アの事案は、理由を付記していないか不十分な内容であった。また、イの事案は、理由は付記していたものの採用者及び当該不採用者の評価又は点数を記載していなかった。

## 2 要望

### (1) 契約事務について

#### ア プロポーザル・コンペ方式の採用の決定について（建設コンサルタント業務以外）

##### <現状と課題>

- ・ プロポーザル・コンペ方式の採用について、その具体的理由や根拠を明確にしていたものは少なく、その決定も、事業担当所属で判断しているケースが大半であった。
- ・ 地方公共団体の契約は、不特定多数の参加を求め、そのうち、当該地方公共団体にとって最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札によることが原則であり、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合は、その必要性を適切に判断する必要がある。

##### <要望>

- ・ プロポーザル・コンペ方式による契約方法は、例外的な手法であり、事業担当所属においては、事業目的の効果的な達成や、契約手続の透明性・公正性の確保を考慮しながら、プロポーザル・コンペ方式による契約が最適かどうかの検討を十分に行うとともに、検討経緯を契約の一連の経過として明らかにしておく必要がある。
- ・ プロポーザル・コンペ方式採用の決定に際しては、統一的な運用を図る観点から、適切なチェック機能が働く仕組みづくりを検討されたい。

#### イ 発注方式の見直しについて

##### (ア) 発注方式の見直し（建設コンサルタント業務以外）

##### <現状と課題>

- ・ 例年、同様の業務をプロポーザル・コンペ方式で実施しているものがあつた。
- ・ 複雑な提案を求めているとまでは言えず、評価項目を数値化できるものや、価格を点数化し、総合評価方式に近い手法をとっているものがあつた。
- ・ 少額の事案を公募型プロポーザル方式により発注しているもののうち、従前は単独随意契約で実施していたものを、当該方式に改めたが、提案が従前の受託者のみの状況が続いており、その理由としては、業務の目的上、その分野の活動に精通していることを要件としているためと検証されているものがあつた。
- ・ プロポーザル・コンペ方式は、例外的なものであり、入札方式によることができないか常に留意する必要がある。

##### <要望>

- ・ 毎年同様の業務を発注するものについては、県として、プロポーザル・コンペ方式で実施したことによるノウハウを蓄積する仕組みを構築し、県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方法により発注することを検討すべきである。
- ・ 提案要素が乏しく予定価格の算出が可能なものについては、一定の要件を審査の上、

価格による競争入札方式とし、また、価格面の評価に重点を置き、提案内容についても一定の基準に基づき点数化が可能なものについては総合評価方式による競争入札とすべきである。

- ・ 公募型プロポーザル方式は、契約当事者双方に事務上の負担を生じ、公募開始から契約までに一定の期間も要するため、予定金額が少額のものについては、契約の相手方の資格や能力を十分に確保したうえで、他の発注方法によることができないか、十分に検討することが求められる。

#### (イ) 発注方式の見直し（建設コンサルタント業務）

##### <現状と課題>

- ・ 標準的な業務の実施手法が定められていない業務などについてプロポーザル方式で実施しているが、一部で、同様の業務を繰り返し発注しているものがあった。
- ・ プロポーザル方式の運用としては、価格を点数化し評価する方式としているため、総合評価方式による競争入札に近いものとなっている。
- ・ 技術者評価型は、技術的な工夫の余地が比較的小さい業務等を対象にしており、業務の実施方針のみの提案を求めているものである。
- ・ プロポーザル方式は、例外的なものであり、入札方式によることができないか常に留意する必要がある。

##### <要望>

- ・ 同様の業務を繰り返し発注しているものについては、過去に実施した業務の状況を分析するとともに、全国的なノウハウの蓄積の動向にも注視し、仕様書を作成し競争入札に付することが可能かどうかを検討する必要がある。
- ・ 事業者が提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務であっても、事前に仕様を確定することが可能なものについては、技術面と価格面の両方を評価して契約の相手方を決定する総合評価方式による競争入札で実施することも可能と考える。国では、公共工事に係る建設コンサルタント等業務について、従来、主としてプロポーザル方式と価格競争入札の2つの発注方式で実施してきたところであるが、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置付けられたことを踏まえて平成19年度から総合評価落札方式の試行がされているところであり、県においても、国の動向等も研究の上、経済性に配慮しつつ品質の優れた調達を確保できるよう努められたい。

#### ウ 実施の根拠について（建設コンサルタント業務以外）

##### <現状と課題>

- ・ プロポーザル・コンペ方式による一連の手続きは、法令及び会計規則で明確に定められておらず、便宜上運用されているものであるが、実施に当たって、その目的や手続等を

定めた要綱その他の規程を設けていない事例があった。

#### <要望>

- ・ 出納局においては、プロポーザル・コンペ方式による契約手続について、全庁的に統一的な運用が図られるよう、現在の通知の内容をさらに充実させた詳細な要綱等の整備を検討されたい。
- ・ 庁内で統一的な指針がない現状では、各所属でプロポーザル・コンペの実施の目的、手続等を実施要綱等で明確にしておくべきである。

#### エ 一者提案について

##### <現状と課題>

- ・ 相当数の一者提案事案があり、毎年継続的に実施している事案で、同じ事業者による一者提案が継続しているものもあった。しかし、その原因を詳細に分析している例は少なかった。
- ・ また、審査基準に採用の下限点を設けていないため、採用者の評価点が低い事案があった。
- ・ より優れた提案を得るためには、可能な限り多くの参加者が得られるよう努めることが必要である。仮に一者提案となった場合でも、能力を有する者の採用を確保するための対策を講じておく必要がある。

##### <要望>

- ・ 一者提案となった原因について、設定した要件にあるのか、予定金額にあるのか、募集方法にあるのかなどを、様々な角度から分析し、特に、類似業務を継続して実施する場合は、分析結果を踏まえ、必要な対策を講じる必要がある。具体的には、参加資格要件を設定する際には、いたずらに厳しい要件を設定するのではなく、業務の遂行が可能と見込まれる範囲内で、一定の参加者数が見込めるような内容とすべきである。また、予算面でも、効果的な業務の実施に必要な額を確保しておくことが望まれる。さらに、募集、周知面では、ホームページ以外にも様々な広報媒体を活用し、応募の促進と応募機会の公平な提供を図ることが求められる。
- ・ 一者提案の場合でも能力の高くない者の採用を避けるためには、あらかじめ、採用する場合の下限点を審査基準に定めておくべきである。
- ・ プロポーザル・コンペ方式は、競争性、公正性、透明性の観点から利点はあるものの、反面、発注者・受注者双方の事務等の負担や、手続に一定の期間を要することを考えると、本当に受託できる事業者が一者しかないと認められる場合には、契約金額が少額の事案などで必要に応じて、プロポーザル・コンペ方式によらない随意契約で実施することも検討する余地がある。

## (2) 事業者の選定について

### ア 審査基準の設定、審査について（建設コンサルタント業務以外）

#### <現状と課題>

- ・ 審査基準の設定の決定については、事業担当所属で行われている場合が多かった。
- ・ 審査基準の内容としては、提案された見積金額の評価方法が様々であった。また、審査委員の合計点で判断する事案が多かったが、特定の審査委員の点数に左右されるおそれが考えられる。
- ・ 選定委員会については、職員のみで構成されている場合が相当数あり、高度な技術力や企画力、専門性等が要求されるとしている業務についても、外部委員が入っていないものが見受けられた。
- ・ 審査基準は、その内容如何によって結果が左右されるものであり、プロポーザル・コンペ方式において、より良い提案を選定するうえで重要な要素である。また、選定委員会における審査は、当該審査基準に沿って行われるため、審査の前提となるものであり、適正に設定することが必要である。
- ・ 提案者名を明らかにして審査を行った事案がかなり見られたが、審査の公正性に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。

#### <要望>

- ・ 審査基準は、事業の目的が最大限に果たされるように、項目、配分を的確に設定する必要があり、そのためには、審査を行うこととなる選定委員会にあらかじめ諮っておくべきである。
- ・ 選定委員会の委員については、特に、高度な技術力や企画力等を必要とするものについては、学識経験者や専門家等の意見を反映できるよう、できるだけ外部委員を構成員に含めることが求められる。
- ・ 提案された見積金額の評価については、プロポーザル・コンペ方式は、単純な価格競争によらずに提案内容等の優劣をもって業務遂行能力の高い事業者を選定する目的で行うものであることから、見積額を点数化するかどうかや、点数化する際は、ウエイトをどうするかについて、十分検討を行う必要がある。
- ・ 審査委員の合計点で採用者を決定する手法については、一人の審査委員の持ち点にもよるが、合議制で評価する意義を考えると、特定の審査委員の評価が採用者の決定に大きく影響することのないよう留意する必要がある。
- ・ 審査に当たって、審査委員に予断を抱かせず、審査の公正さを保つため、特段の理由がない場合は、提案者の名称は伏せて行うべきであると考え。また、プレゼンテーションの巧拙が評価につながらないような工夫を考えることが望まれる。

## イ 応募意思表明書提出の位置づけの明確化について（建設コンサルタント業務以外）

### <現状と課題>

- ・ 形式的に応募意思表明書を求めていると思われるものが多くあり、資格要件の具備を誓約させるだけのものや、それを証する書類を提出させておきながら、その実質的審査は、その後提出させた企画提案書と併せて行っているケースも見られた。
- ・ 応募意思表明書の位置づけを明確にし、発注者、提案者の双方にとって効率的な手続を確保する必要がある。

### <要望>

- ・ 事務の効率化や、提案者・発注者双方の負担軽減を図る観点から、資格要件を満たさない者に企画提案書を作成させないよう、事前に要件審査を実施し、要件を満たした者に通知をすべきである。一方、今後の審査事務等のために応募意思表明書の提出を求める場合は、応募の意向の旨の表明書を提出させれば足り、また、質問への回答の円滑化に資するためであれば、個々に通知するのではなく、ホームページでの掲示等で対応すれば足りる。したがって、特に事前に要件審査を行う必要がないものについては、資格要件の具備を証する書類は企画提案書を提出させる際に、一括して提出させる方法によるべきである。

## ウ 選定結果の公表及び苦情対応について（建設コンサルタント業務以外）

### <現状と課題>

- ・ 契約締結後、契約の相手方や随意契約の理由等については公表されているが、選定の結果については、ほとんどの事案で公表されていなかった。
- ・ 選定に係る審査の結果、採用されなかった場合の苦情処理対応について、全ての事案で明記されていなかった。

### <要望>

- ・ 審査の透明性、公正性を確保するため、選定結果について公表するとともに、不採用者からの苦情申立てへの対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。

## (3) 契約の履行について

### 契約の履行確保について

#### <現状と課題>

- ・ 事業者からの提案内容を契約書や仕様書に十分に反映できていないものがあつた。
- ・ 事業実施の成果の検証や評価が十分にできていないものがあつた。
- ・ 履行の確認や成果の検証が確実に行われるよう、その手法に工夫を凝らすことが求められる。

#### <要望>

- ・ 採用した提案内容を適正に履行させるためには、契約書や仕様書にその内容を具体的に明記した上で、履行状況について、業務完了後に提出される成果報告により確認することはもとより、業務実施期間中においても把握しておくことが必要である。
- ・ 業務の成果について、評価基準を設定の上、実施報告書等に基づき十分に検証・評価を行い、以降の業務の改善に取り組むなど、PDCAサイクルを用いた実効性のある仕組みの構築を検討されたい。特に、同様の業務を繰り返し実施しているものについては、次回の公告時の仕様書に的確に反映させることが求められる。

## 第6 最後に

近年、複雑、多様化する行政需要に応じて、高度な専門性や技術力等を必要とする行政サービスの展開が求められている。

プロポーザル・コンペ方式は、単なる価格競争によらず、評価の最も高い提案を行った者を契約予定者として選定する手続であり、民間事業者の能力やノウハウを十分に引き出し、県にとって「より良い」調達を実現できる可能性があることから、その有用性は増すものと考えられる。

一方で、その安易な実施は競争入札の回避と受け取られかねない懸念があることも十分に認識しておく必要がある。

今後、プロポーザル・コンペ方式の意義や手続についての一層の理解を全庁的に深めつつ、適正な契約事務を執行し、効果的、効率的に事業を遂行されることを期待する。

23出納第58396号

平成24年3月21日

各 所 属 長 殿

出納局会計課長

(公印省略)

契約手続の前段階として実施する公募手続等について（通知）

これまで単独随意契約の方法により業務委託契約を締結している事例については、契約の競争性、公平性、透明性を確保する観点から「契約の競争性・透明性確保のための公募手続について（通知）」（平成19年1月26日付け18出納第49009号契約方法改善プロジェクトチーム事務局出納局会計課長通知。以下「旧通知」という。）に基づき、他に受託可能な契約相手がいないかどうかを確認するための公募手続を実施しているところですが、この度、契約手続の前段階として実施する公募手続、契約の相手方の選定方法及び契約の締結方法等について次のとおり整理しましたので、業務委託契約を行う場合は御留意の上、契約の競争性や公平性、業者選定手続の透明性の更なる確保に努めてください。

なお、旧通知は、廃止します。

記

- 1 コンペ・プロポーザル方式による企画競争により契約の相手方を選定する場合に実施する公募手続等（別紙1）
- 2 契約可能な事業者の有無が不明な場合又は受託可能な事業者が1者しか見当たらない場合に実施する公募手続等（別紙2）（省略）

(別紙 1)

## コンペ・プロポーザル方式による企画競争により契約の相手方を選定する場合 に実施する公募手続等

業務委託契約を行う場合にコンペ・プロポーザル方式による企画競争を実施するときは、必ず公募手続を行うこと。

### 1 公募公告の方法

契約担当者は、当該公募の公告を行政情報提供システムにより県のホームページに掲載するとともに、閲覧に供するため公募を行った課又は所に閲覧所を設けること。

### 2 公募公告への記載事項

(1) 公募公告には、次の事項を記載すること。なお、契約担当者は、必要に応じて公募公告への記載事項を追加することができる。

- ① 委託業務名
- ② 委託期間
- ③ 契約限度額 ※業務により契約限度額を記載しないことができる
- ④ 委託業務の概要
- ⑤ 応募資格
- ⑥ 応募方法、企画提案書の提出方法など
- ⑦ 選定方法
- ⑧ 審査基準
- ⑨ 応募先及び照会先
- ⑩ スケジュール

(2) 公募公告の作成に当たっては、別添 1 の作成例を参考にすること。

### 3 応募資格

公募公告に掲載する応募資格は、次のとおりとすること。なお、契約担当者は、必要に応じて応募資格を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

- ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ④ 香川県税に滞納のない者であること。

#### 4 公募公告の期日

公募の公告は、応募者からの応募意思を示した応募意思表明書の受付の締切日の前日から起算しておおむね7日前までに行うこと。

#### 5 業務内容に関する説明会の開催

企画競争に参加しようとする者を対象として、必要に応じて説明会を開催し、業務内容に関する説明及び質疑応答を実施することにより、委託業務についての十分な情報を提供すること。

#### 6 企画提案書の提出日の設定

参加者が企画提案書の作成に必要な時間を確保できるようにするため、質問への回答及び閲覧の日から企画提案書の受付の締切日までの間については、十分な日数を確保すること。このため、応募意思表明書と企画提案書の受付締切日を原則として同日としないこと。

#### 7 選定委員会の設置

企画提案書の審査は、公平性及び透明性を確保する必要があることから、必ず複数の者で構成する選定委員会で行うこと。選定委員会の委員の選任に当たっては、事業を直接実施する課又は所（以下「事業担当所属」という。）以外の職員、当該業務に詳しい専門職員その他外部の有識者を構成員に入れるなど、適正な構成員で組織すること。

なお、選定委員会は、所属内の職員のみで構成しないこと。

#### 8 審査基準の策定

企画競争を行うに当たっては、事業担当所属においてあらかじめ参加者から提案される企画提案書の内容を審査するための審査基準を策定すること。必要に応じて、審査基準に下限の点数を定めること。審査基準の策定に当たっては、業務の目的及び内容からみて必要のない評価項目を審査基準として定めないこと。

なお、審査基準は、公募公告等に掲載し、事前に公表すること。

#### 9 契約の相手方の選定

参加者から提出された企画提案書の内容を選定委員会において審査（評価、採点）し、最も点数の高い者又は一定の条件を満たす者を契約の予定者（以下「採用者」という。）として選定する（プロポーザル方式の場合は、2者以上を採用者として選定する場合も

ある) こと。審査基準において下限の点数を定めた場合で、これを1者も満たさないときは、採用者なしとすること。

選定方法は、書類選考及び面接選考（ヒアリング、プレゼンテーション等）を基本とするが、事業規模が極めて少額なものなどについては、面接選考を省略することができること。

なお、企画提案書の提出が1者の場合においても、選定委員会による審査を省略しないこと。

## 10 選定結果の通知

選定の結果については、すべての参加者に対して文書により通知すること。この通知の内容は、採用者については評価又は点数（以下「評価点」という。）を記述し、採用者を除く参加者（以下「不採用者」という。）については、採用者の評価点及び当該不採用者の評価点を記述するとともに、不採用となった具体的な理由（選定委員の意見、どの評価項目が採用者に比べて点数が低かったかなど）を告知すること。

## 11 契約の締結

採用者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する（プロポーザル方式により採用者を2者以上選定した場合は、予定価格を設定した後、全ての採用者から見積書を徴収する随意契約の競争見積りの方法により契約を締結する）こと。

(別添1)

**作成例**  
**【コンペ・プロポーザル方式による企画競争  
により契約の相手方を選定する場合】**

・公告内容は、適宜追加、変更して作成  
すること。

業務委託契約に係る企画提案方式（コンペ・プロポーザル方式）による  
公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者 職 氏名

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇委託業務
- (2) 委託期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 契約限度額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務により契約限度額を記載しないことができる。

(4) 委託業務の概要

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、〇級に格付けされている者（予定価格が 250 万円を超える場合は『A 級に格付けされている者』、予定価格が 250 万円以内の場合は『競争入札参加資格者名簿に登載されている者』と記載する。）

[競争入札参加資格者名簿に登載されていない者を含む場合]

香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

(注1) 以下の要件は、委託業務の内容により、適宜加えること。

- ( ) 香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

(注2)

- ・委託業務の目的及び内容からみて必要のない事項は、応募資格として設定しないこと。
- ・法律等の根拠がなく、定義がはっきりしないもので資格の有無の判断ができないものについては、応募資格に記載しないこと。

### 3 応募方法

応募意思表明書(様式任意)を〇〇課に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間) 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)から平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

### 4 選定方法

応募の受付期間終了後、応募意思表明書を提出した者を対象として説明会の開催、質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。この企画提案書について、選定委員会において審査の上、採用者を選定します。

(注3) 審査基準に下限を設けた場合は、その内容により適宜加えること。

審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとします。

### 5 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の〇名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

#### (1) 評価項目

① ○○○○

② ○○○○

#### (2) 評価基準

大変優れている=5点、優れている=4点、普通=3点、

やや劣っている=2点、劣っている=1点

(注4) 審査基準に下限を設けた場合は、その内容により適宜加えること。

( ) 下限の点数の設定

下限の点数として〇〇点を設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとなります。

6 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県〇〇部〇〇課 〇〇グループ 担当者：〇〇

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

7 スケジュール

〇〇月 1日 公告開始

〇〇月10日 公告終了

〇〇月14日 応募意思表明書受付締切り

(〇〇月15日 説明会の開催)

〇〇月17日 質問の受付締切り

〇〇月19日 質問への回答及び閲覧

〇〇月26日 企画提案書受付締切り

〇〇月30日 審査会（ヒアリング、プレゼンテーション実施）

〇〇月 3日 企画提案書審査結果通知

〇〇月 4日 見積書を徴収

〇〇月 7日 契約締結

(注5)

- ・公告期間は7日以上を目安とすること。
- ・質問への回答及び閲覧から企画提案書受付締切りまでの間は、十分に日数を確保すること。このため、応募意思表明書受付締切日と企画提案書受付締切日を原則として同日としないこと。
- ・企画提案書の提出が1者のみであった場合においても、審査会において審査を行うこと。

## 公募型プロポーザル方式取扱要領

(平成7年3月31日)

〔沿革〕平成22年3月30日改正、平成22年9月30日改正

(目的)

**第1条** この要領は、県が行う調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注するに当たり、公募により技術提案書の提出を求めることにより技術的に最適な者を特定するための手続（以下「公募型プロポーザル方式による手続」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

**第2条** 公募型プロポーザル方式による手続は、次に掲げる業務について行うものとする。

- (1) 総合開発調査、地域計画調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を要する業務
- (2) 重要構造物計画調査等比較検討を要する業務で高度な知識と豊かな経験を要する業務
- (3) 環境アセスメント等先例が少なく、実験解析等を要する業務
- (4) 標準的な業務の実施手法が定められていない業務

(参加表明書の提出)

**第3条** 契約担当者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）を選定するため、県に対し建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請をした者を対象として、プロポーザル方式による手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、業務の特殊性その他の特別の事情があると認めるときは、委託業務審査会（昭和60年6月27日60監B第222号土木部長通達「建設工事に係る委託業務等取扱要綱について」に定める委託業務審査会をいう。（以下「審査会」という。）」の議を経て、県に対し建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請をした者以外の者も対象として、参加表明書の提出を求めることができる。

3 参加表明書の提出期限は、原則として第6条第1項の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

(参加表明書の内容)

**第4条** 参加表明書には、契約担当者が、次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他契約担当者が必要と認める事項

(手続開始の公示)

**第5条** 契約担当者は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
- (3) 提案者に要求される資格要件及び提案者を選定するための基準
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 説明書の入手方法、入手場所及び入手できる期間
- (6) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) その他契約担当者が必要と認める事項

(説明書の交付)

**第6条** 前条の公示後速やかに、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 提案者に要求される資格要件及び提案者を選定するための基準

- (5) 技術提案書を特定するための評価基準
  - (6) 説明書に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
  - (7) その他契約担当者が必要と認める事項
- 2 前項に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び提案者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないこと
  - (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
  - (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返還しないこと
  - (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しないこと
  - (5) 参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、変更することはできないこと
  - (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とすること

(技術提案書の提出)

**第7条** 契約担当者は、第5条の公示及び前条の説明書において明示した提案者に要求される資格要件及び提案者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から提案者を選定し、提案者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出を要請するものとする。

- 2 契約担当者は、第1項の提案者を選定しようとするときは、あらかじめ、審査会の議を経なければならないものとする。

(要請書の送付)

**第8条** 前条第1項の規定により技術提案書の提出を要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した技術提案書提出要請書を提出者に送付するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 技術提案書提出要請書に不明な点がある場合の質問の交付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) その他契約担当者が必要と認める事項

(技術提案書の特定)

**第9条** 契約担当者は、提出された技術提案書について、前条第4号に規定する評価基準に基づき、当該業務について最適なものを特定するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定による特定をしようとするときは、あらかじめ、審査会の議を経なければならないものとする。

(特定の通知等)

**第10条** 契約担当者は、前条の規定により特定した技術提案書の提出者に対し、技術提案書を特定した旨を通知するものとする。

- 2 前項の場合において、契約担当者は、特定した技術提案書の提出者に対し、当該業務を委託するものとする。

(非選定等の理由の説明)

**第11条** 契約担当者は、参加表明書を提出したもののうち提案者として選定しなかったもの又は技術提案書を提出したもののうち技術提案書を特定しなかったものに対して、選定又は特定しなかった旨及び選定又は特定しなかった理由（以下「非選定等の理由」という。）を電子入札システムにより通知するものとする。この場合において、紙入札による参加を認められた者については、これに併せて書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面又は電子入札システムの説明要求機能により、契約担当者に対して、非選定等の理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 契約担当者は、非選定等の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面又は電子入札システムにより回答するものとする。

- 4 前項の回答に不服がある者は、当該回答をした日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、知事に対して、書面により苦情の申立てを行うことができるものとする。

- 5 知事は、前項の規定により、苦情の申立てを受けたときは、速やかに香川県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、その審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日

の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

6 第1項から前項までに掲げる事項については、第6条第1項の説明書又は第7条第1項の技術提案書提出要請書において明らかにするとともに、第2項及び第4項に掲げる事項については、第1項の通知において明らかにするものとする。

7 第1項の通知は、第7条第1項又は第10条第1項の通知と同時に行うとともに、非選定等の理由については、第5条第3号及び第4号、第6条第1項第3号及び第4号並びに第8条第4号の要件や基準の各項目のいずれの観点から選定又は特定しなかったかを明らかにするものとする。

（審査会による審議）

**第12条** 審査会では、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 技術提案書を特定するための評価基準の決定
  - （2） 技術提案書の提出を要請する者の選定
  - （3） 技術提案書の特定
- （その他）

**第13条** この要領に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による手続の実施について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年10月1日から施行する。